

佐賀県告示第 109 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射（以下「注射」という。）を受けることを命ずる。

令和 6 年 4 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

県内における豚熱の発生予防のため

2 実施の区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、その所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和 6 年 4 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、当該所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射